

上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月25日

上尾市長 畠山 稔

上尾市規則第44号

上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則

上尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則（平成27年上尾市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）」に改める。

第3条の見出し中「事務並びに特定個人情報」を「特定個人番号利用事務並びに利用特定個人情報」に改め、同条中「事務」を「特定個人番号利用事務」に、「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第5条第17項第1号中ソをタとし、シからセまでをスからソまでとし、サの次に次のように加える。

シ 当該申請又は届出に係る対象者に係る戸籍関係情報別表機関の項を次のように改める。

機関	特定個人番号利用事務	利用特定個人情報
----	------------	----------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。